京都市告示第 5 8 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 令和5年4月11日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 令和5年4月12日 午後3時 路線名及び道路の区域

路線名	7	X f	間	旧新別	延	長	敷地の	の幅員
水垂上桂線		伏見区淀大下津町1番地の1地先から		旧	148	メートル 30. 50	5. 50	メートル ~ 9.50
		同区淀樋爪町634番地の1地	先まで	新	149	98. 80	31.00	~54.00

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 令和5年4月12日 午後3時 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
淀2号線	伏見区淀樋爪町441番地の1地先内	旧	メートル	メートル
			60. 50	$6.00 \sim 6.90$
		新	15. 00	$6.00 \sim 6.90$
淀3号線	伏見区淀水垂町330番地の59地先内	旧	130. 80	21.20 ~24.00
		新	37. 60	17.50 ~24.00
淀146号線	伏見区淀大下津町374番地地先から	田	928. 00	5. 90 ~14. 00
	同区淀水垂町780番地の2地先まで	新	824. 90	34.00 ~56.00

淀146号線	伏見区淀大下津町4番地の5地先から	旧	115. 00	15. 00
	同区淀水垂町780番地の2地先まで	新	20.00	18. 00
淀229号線	伏見区淀水垂町330番地の2地先内	旧	78. 10	6. 50 ~16. 20
		新	30. 10	10.00 ~17.50
淀230号線	伏見区淀水垂町369番地の1地先から	田	74. 80	5. 00 ~14. 80
	同町330番地の2地先まで	新	32. 40	6.00 ~11.60
淀232号線		旧	57. 70	7. 02 ~23. 95
	伏見区淀水垂町119番地の1地先内		7. 00	23. 08 ~23. 95

(建設局土木管理部道路明示課)